

三菱商事グループ贈収賄防止指針への ご理解とご協力のお願い

三菱商事株式会社（以下「当社」といいます）は、企業理念として掲げる「三綱領」の一つ、「処事光明」をビジネス活動の前提としています。「処事光明」とは、公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持することをいいます。当社は、当社役職員に対して、常にこの「処事光明」を念頭において、公明正大で品格ある行動を実践するよう求め、贈収賄についても厳格に禁止してきました。

当社は、外国公務員に対する贈賄を違法とした不正競争防止法改正を契機として、公務員等に対する不正な利益供与を防ぎ、また外部から疑惑や不信を招かぬよう、1998年に「不正な利益供与の禁止に関する基準」を制定しました。2002年には、公務員等に対する接待・贈答及び代理店やコンサルタント等の起用に関する具体的なガイドラインを制定し、厳格な贈収賄防止体制を確立しました。その後も、各国当局の動向や摘発事例を踏まえ、度重なる社内規程の変更・体制の見直しを行い、贈収賄防止の為に有効な仕組みの構築・運用に尽力してきました。2016年には、三菱商事及び子会社を含むグループ企業の役職員が贈収賄に巻き込まれないよう、各国の贈収賄関連規制や近年の摘発事例、並びに贈収賄防止のための当社取り組みをまとめた「贈収賄防止ハンドブック」を作成し、当社及び当社国内子会社役職員に配付しました。

当社の事業展開は、国内外のグループ会社の役職員や、海外の所属員も含めた連結・グローバルベースを前提としています。また、三菱商事グループのビジネスは世界各国の公務員等と接点を有する中、世界各国の贈収賄に対する規制や摘発は益々強化されています。ビジネスを取り巻くこのような内外の環境変化等を考慮し、三菱商事グループ全体としての贈収賄防止に向けた取り組みを更に強化するため、当社が2015年に公表した「三菱商事贈収賄防止指針」を改定し、対象を三菱商事グループ全体に拡大して、新たに「三菱商事グループ贈収賄防止指針」を制定・公表することと致します。

三菱商事グループ贈収賄防止指針には、三菱商事グループのお約束だけでなく、ビジネスパートナー及びお取引先の皆様へのお願いも含まれます。これは、贈収賄防止を含むコンプライアンスの徹底は、三菱商事グループの役職員はもとより、ビジネスパートナー及びお取引先の皆様のご理解とご協力が不可欠であると考えているためです。

ビジネスパートナー及びお取引先の皆様におかれましては、この指針をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

2019年4月

三菱商事株式会社
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

神田 雅和

三菱商事グループ贈収賄防止指針

三菱商事グループのお約束

1. 公務員等に対する贈賄の禁止

三菱商事とその子会社を含めた三菱商事グループ全体は、国内・海外を問わず、公務員又はこれに準じる立場の者（以下「公務員等」）への不正な接待・贈答・便益その他の利益の供与、申し出又は約束を許しません。

万が一、国内・海外を問わず、公務員等から不正な利益の供与を要求されても、三菱商事グループは毅然とこれを拒絶し、状況に応じて関係当局に連絡します。

留意点

- 「公務員等」には以下の者が含まれます。
 - ・ 国内外の政府・地方公共団体の職員（閣僚、議員、大使、軍人等も含みます）
 - ・ 国内外の政府系企業や政府系法人の役職員
 - ・ 国内外の法令により、公務員と同様の扱いを受ける法人の役職員
 - ・ 国際機関の役職員（例：国際連合や世界貿易機関等）
 - ・ 国内外の政府・地方公共団体又は国際機関が自らの権限として行う検査や試験等の事務について、権限の委任を受けて同事務を行う事業者の役職員（例：政府の指定検査機関、指定試験機関等）
 - ・ 政党の役職員や公職の候補者 等

- 「接待・贈答・便益その他の利益」には以下のものが含まれます。
 - ・ 金銭、金券、ギフト券、融資、担保、保証
 - ・ 招待（スポーツ観戦や観劇、旅行等）
 - ・ 寄附、スポンサー費
 - ・ 謝礼、リベート、販促費、値引き
 - ・ 本人や親族の就職の機会 等

- 公務員等に対する贈賄は、米国の海外腐敗行為防止法（The Foreign Corrupt Practices Act）、日本の不正競争防止法、英国の贈収賄法（Bribery Act 2010）及びその他適用される贈賄防止法において厳しく取り締まられています。また、贈賄とならないような利益の供与であっても、各国の公務員等に適用される倫理規

程により禁止される場合があります。公務員等との接触については、これらの各国法を遵守するだけでなく、外部からの疑惑や不信を招かないよう留意すると共に、特に公務員等に対する接待や贈答に際して、判断指針を示した各社の社内規程に従い、コンプライアンス・オフィサーの下、厳格に管理するなど慎重に対応しています。

- 通常の行政サービスに係る手続の円滑化のみを目的とした公務員等への少額の支払い（以下「ファシリテーションペイメント」）は、政府機関の効率的な運用を阻害し、ひいては経済発展や法の支配を損なうおそれがあり、多くの国で公務員等に対する贈賄として禁止されています。三菱商事グループは、ファシリテーションペイメントを禁止しています。

2. 代理店等への支払い

三菱商事グループ会社が業務を委託する代理店やコンサルタント等（以下「代理店等」）に対する支払の一部が、公務員等への不正な利益の供与（ファシリテーションペイメントを含みます）に流用されること又はその可能性があることを知った場合には、このような支払は絶対に行いません。

留意点

- 「代理店等」には、代行業者、コンサルタント、ブローカー、エージェントなど、その名称にかかわらず、三菱商事グループ会社が取引や業務に資する目的で起用し、公務員等と接触する可能性のある、あらゆる第三者が含まれます。
- 「代理店等」の起用にあたっては、三菱商事グループ各社が、個別に営む取引の内容・性質に応じて社内規程や内規を制定し、以下を含め、その適格性、役務と対価の妥当性につき精査を行い、適切な社内手続を実施しています。
 - ・ 公務員等との関係
 - ・ 委託された業務を行うために必要な資格
 - ・ 委託された業務を遂行する履行能力等
- 「代理店等」との契約には、原則として、公務員等に対する不正な支払を禁止する規定やこのような規定に違反した場合には契約を解除することができるといった条件を明記して、代理店等を通じた贈賄を防止しています。また、対価の支払先が、代理店等所在国の代理店等名義の口座であることを確認しています。

3. 公務員等以外の取引先に対する接待・贈答

公務員等に該当しない取引先又はその役職員等への接待・贈答・便益その他の利益の供与であっても、各国法を遵守の上、社会通念上妥当な範囲で行います。

留意点

- 純粋な民間企業、民間人同士の接待・贈答等であっても、それが不正なものと判断される場合には、日本の会社法における会社役職員の贈収賄罪や背任罪、米国の Fraud 規制、英国の Bribery Act、中国の刑法及び不正競争防止法などで処罰される可能性があります。民間企業、民間人同士の接待・贈答の場合であっても、各国の法令や社会通念に従うよう留意しています。

4. 被接待・被贈答

ビジネスパートナー及びお取引先様からの過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える贈答を受けません。

5. 記録管理の徹底

全ての取引及び資産の処分について、適時・正確に会計記録を作成し、保持しています。

6. 贈収賄防止の周知及び徹底

前述の贈収賄防止を徹底するため、三菱商事グループ各社は取引の実情に応じた適切な贈収賄防止体制を構築し、厳格に運用しています。また、事例演習を交えた E ラーニングやセミナーの実施などの諸施策を継続的に実施しています。

7. 内部通報制度

贈収賄等のコンプライアンス違反行為を早期に発見し、是正すべく、三菱商事グループ各社において内部通報制度の導入を進めています。独禁法・贈収賄違反を対象とした連結・グローバルベースの内部通報制度も導入しています。

三菱商事グループからビジネスパートナー及びお取引先の皆様へのお願い

1. 贈収賄の禁止

三菱商事グループに関連する事業を行うにあたり、国内・海外を問わず、また、直接・間接を問わず、公務員等、その他第三者に対して、不正な接待・贈答・便益その他の利益の供与、約束又は申入れを行わないと共に、これらを収受し、又はその要求を行うことのないようお願いいたします。

留意点

- 「公務員等」及び「接待・贈答・便益その他の利益」の意味については、上記三菱商事グループのお約束1「公務員等に対する贈賄の禁止」をご参照ください。

2. 贈収賄防止の周知徹底

ビジネスパートナー及びお取引先の皆様の役職員及び再委託先等の第三者に対しても、研修等により贈収賄防止に関する法令や三菱商事グループ贈収賄防止指針の趣旨を周知徹底いただくようお願いいたします。

3. 違反懸念時の対応

万が一、三菱商事グループに関連する事業を行うにあたり、贈収賄や会計不正又はその疑いが生じた場合には、速やかに関係するグループ会社にご連絡いただくと共に、当該グループ会社又は関係当局のいずれによる調査についても、全面的にご協力下さいますようお願いいたします。

制定：2019年4月1日